



# 宮 崎 県 公 報

令和6年1月18日(木曜日) 第475号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 規 則

○宮崎県福祉総合センター管理規則の一部を改正する規則…………… (福祉保健課) 1

### 告 示

- 日向東臼杵広域連合規約の変更の許可…………… (市町村課) 1
- 指定障害児通所支援事業者の指定の取消し…………… (障がい福祉課) 1
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定…………… (環境管理課) 2
- 保安林の指定の解除予定…………… (自然環境課) 2

頁

- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先人不明について…………… (自然環境課) 2
- 公有水面埋立ての竣功認可…………… (漁業管理課) 2
- 道路の区域の変更 (2件) …………… (道路保全課) 3
- 道路の供用の開始…………… ( “ ) 3
- 道路の占用を制限する区域の指定 (2件) …… ( “ ) 3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (2件) …………… (砂防課) 4

### 公 告

- 林業用種苗生産事業者講習会の開催…………… (森林経営課) 4
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (農村整備課) 4
- 公共測量の終了の通知…………… (管理課) 5

## 規 則

宮崎県福祉総合センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和6年1月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第1号

#### 宮崎県福祉総合センター管理規則の一部を改正する規則

宮崎県福祉総合センター管理規則 (平成17年宮崎県規則第89号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(開館時間)	(開館時間)
第3条 センターの本館、人材研修館及び児童交通遊園 (以下「本館等」という。) の開館時間は、次のとおりとする。	第3条 センターの本館、人材研修館及び児童交通遊園 (以下「本館等」という。) の開館時間は、次のとおりとする。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 人材研修館 午前8時30分から午後5時まで	(2) 人材研修館 午前8時30分から午後5時30分まで
(3) [略]	(3) [略]
2 [略]	2 [略]

別記様式第1号及び別記様式第4号中「@」を削る。

### 附 則

#### (施行期日)

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別記様式第1号及び別記様式第4号の改正規定は、公布の日から施行する。(用紙に関する経過措置)
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県福祉総合センター管理規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 告 示

### 宮崎県告示第19号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 291条の3第1項の規定により、日向東臼杵広域連合から申請のあった日向東臼杵広域連合の規約の変更については、令和6年1月10日付けで許可した。

令和6年1月18日

### 宮崎県告示第20号

児童福祉法 (昭和22年法律第 164号) 第21条の5の24第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定を次のとおり取り消した。

令和6年1月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		取消年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550200614	放課後等デイサービスれんと	都城市高城町石山3945-7	HOPE 合同会社	都城市高城町石山3945-7	令和6年4月9日	放課後等デイサービス

**宮崎県告示第21号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和6年1月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 形質変更時要届出区域

別図のとおり（東諸県郡国富町大字田尻字谷ノ口1815番3の一部）

（「別図」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項に係る基準に適合していない特定有害物質の種類  
セレン及びその化合物

**宮崎県告示第22号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和6年1月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 解除予定保安林の所在場所 日南市北郷町北河内字小津留7278-15（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第23号**

保安林の指定施業要件の変更予定の通知（令和5年宮崎県告示第852号）に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する高千穂町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年1月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

高千穂町役場

伊東半治、伊東米三郎、河内森二、佐藤健弥、佐藤裕子、新名亨、新名軍治、太田清八郎、田原利助、田辺螢子、内倉廣、姫野美千代、武田照吉

2 通知の要旨

(1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和5年宮崎県告示第852号によること。

**宮崎県告示第24号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功認可をした。

なお、公有水面埋立ての竣功認可（令和5年宮崎県告示第185号）は、廃止する。

令和6年1月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 竣功認可年月日

令和6年1月18日

2 竣功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

宮崎県

宮崎市橋通東2丁目10番1号

宮崎県知事 河野俊嗣

3 埋立区域

(1)ア 位置

宮崎県宮崎市大字内海字浜田地先公有水面

イ 区域

次の各地点のうち、1点から14点までを順次に結んだ線における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

地点	地点の位置
1点	北緯31度44分24秒9526、東経 131度28分09秒9525 (以下「基点」という。)から 52度52分40秒 51.37mの地点
2点	1点から 34度42分02秒 112.70mの地点
3点	2点から 124度40分48秒 0.48mの地点
4点	3点から 34度44分24秒 0.24mの地点
5点	4点から 68度59分06秒 2.00mの地点
6点	5点から 338度58分16秒 0.48mの地点
7点	6点から 68度59分02秒 38.92mの地点
8点	7点から 69度24分14秒 0.37mの地点
9点	8点から 172度14分58秒 0.51mの地点
10点	9点から 159度08分20秒 1.13mの地点
11点	10点から 248度51分12秒 1.31mの地点
12点	11点から 338度59分52秒 1.04mの地点
13点	12点から 249度01分18秒 39.67mの地点
14点	13点から 214度42分06秒 113.04mの地点

ウ 面積

99.57㎡

(2)ア 位置

宮崎県宮崎市大字内海字下大谷地先公有水面

イ 区域

次の各地点のうち、1点から8点までを順次に結んだ線における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

地 点	地 点 の 位 置
1 点	北緯31度44分24秒9526、東経 131度28分09秒9525 (以下「基点」という。) から
2 点	185度42分13秒 21.70mの地点
3 点	1点から 34度42分11秒 1.96mの地点
4 点	2点から 124度33分25秒 5.50mの地点
5 点	3点から 34度42分02秒 65.82mの地点
6 点	4点から 124度42分14秒 0.66mの地点
7 点	5点から 214度42分06秒 66.75mの地点
8 点	6点から 304度42分11秒 5.41mの地点
	7点から 214度42分36秒 1.05mの地点

ウ 面積

50.12㎡

4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成30年9月26日

シレイ 26755-1240

5 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名

宮崎市

**宮崎県告示第25号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年1月18日から同年2月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	327号	日向市大字塩見字切通シ 13490番7地先から同市同大字同字 13490番7地先まで	旧	13.8～20.6	25.1
				新	27.0～39.6	25.1

**宮崎県告示第26号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年1月18日から同年2月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	388号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字尾崎289番71地先から同郡同村同大字同字 289番67地先まで	旧	5.9～10.8	70.7
				新	4.6～27.6	70.7

**宮崎県告示第27号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年1月18日から同年2月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	327号	日向市大字塩見字切通シ 13490番7地先から同市同大字同字 13490番7地先まで	令和6年1月18日

**宮崎県告示第28号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和6年1月18日から同年2月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	327号	日向市大字塩見字切通シ 13490番7地先から同市同大字同字 13490番7地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和6年2月2日

宮崎県告示第29号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和6年1月18日から同年2月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	388号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字尾崎 289番71地先から同郡同村同大字同字 289番67地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。)

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和6年2月2日

宮崎県告示第30号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和6年1月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 須賀崎1地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	東臼杵郡門川町須賀崎3丁目1001番2
2	“ “ 大字庵川字尾迫尻 127番1
3	“ “ “ “ 126番
4	“ “ “ “ 126番
5	“ “ “ “ 126番
6	“ “ “ “ 126番
7	“ “ 須賀崎3丁目1008番
8	“ “ “ 1001番2

宮崎県告示第31号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和6年1月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 須賀崎2地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱10号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	東臼杵郡門川町須賀崎3丁目44番3
2	“ “ 大字庵川字神田作 197番1
3	“ “ “ “ 197番1
4	“ “ “ “ 197番1
5	“ “ “ “ 194番
6	“ “ “ “ 194番
7	“ “ “ “ 194番地先水路敷
8	“ “ 須賀崎5丁目 101番
9	“ “ “ 101番
10	“ “ 須賀崎3丁目1009番

公 告

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第11条第1項の規定により、生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和6年1月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 開催の日時

令和6年2月22日(木曜日)

午前9時から午後5時まで

2 開催の場所

(1) 宮崎市橋通東2丁目10番1号 宮崎県庁7号館 735号

(2) 東臼杵郡美郷町西郷田代1561-1 宮崎県林業技術センター

※(2)は、WEBシステムを使ったサテライト受講になります。

3 受講申込受付期間

令和6年1月15日(月曜日)から

令和6年2月9日(金曜日)まで

4 受講申込書の提出先

宮崎県環境森林部森林経営課 森林整備担当

5 受講手数料

14,000円(宮崎県収入証紙により納付すること。)

6 その他

(1) 受講申込書は、西臼杵支庁又は最寄りの各農林振興局で交付する。

(2) 詳細については、西臼杵支庁又は最寄りの各農林振興局の林務課若しくは宮崎県環境森林部森林経営課(電話0985(26)7158)に問い合わせること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、宮崎市住吉土地改良区(宮崎市)から令和5年12月13日付けで申

請のあった定款の変更を認可した。

令和6年1月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県森林経営課長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和6年1月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（航空レーザー測量）
- 2 作業地域  
宮崎県日南市
- 3 作業終了日  
令和5年12月22日

--	--